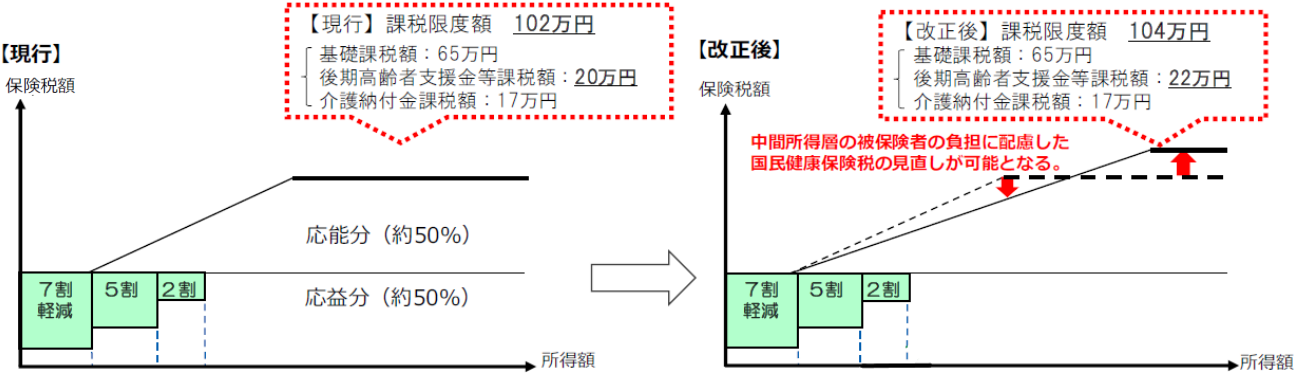


令和 5 年度国民健康保険制度改正について

◎国民健康保険税の課税限度額の見直し

○概要

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 22 万円（現行：20 万円）に引き上げる。



○改正による影響（R4.12.31 現在の試算）

影響を受ける世帯：約 719 世帯

影響額：約 1,440 万円（税収増）

※R2 年度以降の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
基礎課税分	63万円	63万円	65万円	65万円
後期高齢者医療支援金分	19万円	19万円	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円	17万円
計	99万円	99万円	102万円	104万円

◎国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

○概要

経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置（世帯の所得に応じて、均等割と平等割を7割・5割・2割軽減）に不利益が生じないようにする必要があるため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

	改正前	改正後
7割軽減基準額	43万円 + 10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)	43万円 + 10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)
5割軽減基準額	43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)	43万円 + (<u>29万円</u> × 被保険者数) + 10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)
2割軽減基準額	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)	43万円 + (<u>53.5万円</u> × 被保険者数) + 10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)